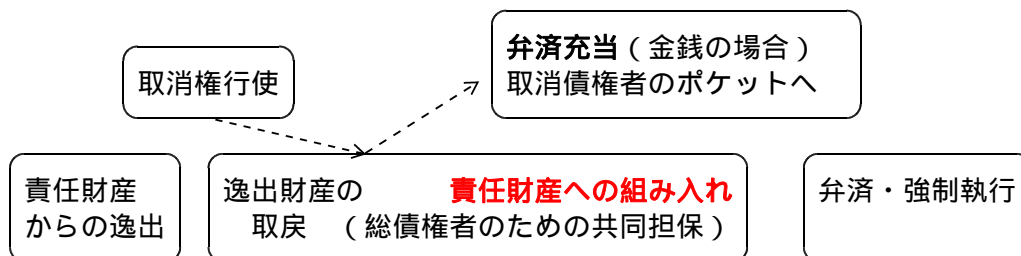


## 債権者取消権（424条～426条）

【債権者取消権の要件と効果の矛盾】



### 1. 要件論のポイント

【設例】債務超過の状態にある債務者がなけなしの不動産を譲渡する。

どんな要件がそろえば、債権者はこの売買契約を取り消せるか。

1) まず、債務者の行為が「債権者を害する」ものであること（客観的要件）

債務者による当該の処分行為により、債務者の責任財産が減少し、その結果、消極財産が積極財産を上回る状態になり、総債権者の債権を弁済するのに足りなくなることである。

積極財産 < 消極財産

しかし判例は、債務者の主観的容態の程度（害意）によっては、計算の上で責任財産の減少をきたさなくても（たとえば、優先弁済権の付与・適正価格での不動産の売却）詐害行為になるとしている。

2) 「害することを知って」（債務者の詐害の意思）（主観的要件）

まず、「知っている」=ある一定の事実を認識していること（単純悪意）と理解している。しかし、判例は「害意」（や「通謀」）を要求することがある。

旧通説は、債務者の詐害の意思は単純悪意で足りるとしている。悪意とは、当該の処分行為をすることによって債務者の責任財産が減少し、総債権者に対する弁済資力に不足が生じることを知っていることである。

債務者の悪意は債権者が証明しなければならない。

判例は客観的要件を緩めることにより、詐害行為が成立する範囲を広く認める。その場合には、債務者の害意を要求する。つまり、客観的要件（要素）と主観的要件（要素）とを総合的に判断して詐害行為になるかどうかを決める。

(客観的要素)	強い	○	○
	弱い	×	(○)
		単純悪意	害意 (主観的要素)

債権者を害することを知ってした法律行為

客観的要件 + 主観的要件【という分割】

← 総合的判断

3) 受益者、転得者が悪意であること。善意の場合は取消権は成立しない。

債務者の悪意を証明することに債権者が成功すると、受益者・転得者の悪意は推定される。受益者・転得者の悪意は単純悪意で足りる。

### 相当な価格での不動産の売却（我妻による判例整理）

「不動産や重要な動産を相当の代価で売却すること

無償で譲渡すること（贈与）のみならず、廉価で売却することも、詐害行為となりうることはいうまでもない。問題は、相当な価格で売却することである。判例は、(a)原則として詐害行為となるという。債務者の一般財産の計数上の総和に変更がなくとも、消費し易い金銭に変えることは共同担保としての効力を減ずるものであることを理由とする（略）。最高裁もこの理論を踏襲するものようである（略）。(b)ただ例外として、売買代金が優先権を有する債権者への弁済に充てられたときや、有用な物の購入資金とされかつその物が現存するときに限り、取消権行使の相手方がそのことを挙証することを条件として、詐害行為の成立を否定すべしという（大判明治三七・一〇・二一民一三四七頁、大判明治四四・、三民五三八頁、大判大正七・九・二六民一七三〇頁等）、そして、その理由として、多くは、かような場合には詐害の意思がないという（大判大正六・六・七民九三二頁、大判大正一三・四・二五民五七頁（判民三一事件鳩山） - 但し、大判大正八・四・一六民六八九頁は債務者の一般財産に増減のないことを理由とする）。」

#### 我妻説

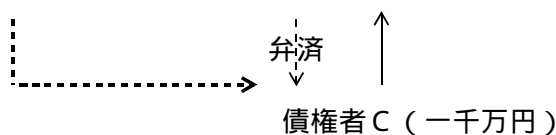
「不動産と金銭とでは担保としての実質に差があることは判例の説く通りである。しかもなお、これに賛成することが出来ない。売却代金の用途によって詐害行為の成否を決するときには、受益者は売買契約後の債務者の行為を監視しなければならぬ。転得者はそれを見届けてからでないと取引しえないことになろう取引の安全を害すること甚だしい。のみならず、債務者がその財産を整理して**再建を図ろうとする場合の不当な支障**となるおそれがある。相当な代価による売買行為は債権者の干渉しえないものと解するのが正当である。」我妻・新訂債権総論 188 頁

## 2. 効果論のポイント

【設例】 複数の債権者（A，C）がいる場合に、債務超過の状態にある債務者が特定の債権者Cに弁済する。

（例示）A，CはBに対してそれぞれ 1000 万円の債権をもっていたが、BはそのひとりCに、なけなしの預金をとりくずして 1000 万円弁済した。このケースでAの取消権が認められるとすると、どうなるだろうか。

（図解） 債権者A（一千万円） ----> 債務者B



判例によると、

AはCから返還された 1000 万円をもって自分の債権の満足にあてることができる。

Cやその他の債権者に按分分配する義務はない。

受益者CはAへの返還にあたって、自己の債務者に対する債権の按分額（500 万円）を分配請求することはできない（最判昭和 37 年）。

受益者 = 債権者Cは、取消債権者Aに対し自己の債権の按分額の支払いを拒絶できない。按分配当権なし（最判昭和 46 年）。いちはやく自己の債権の弁済を受けた受益者を保護し、総債権者の利益を無視することになる。

\* 債務名義もなしに強制執行したのと同じ結果になる。しかも、他の債権者が配当を受

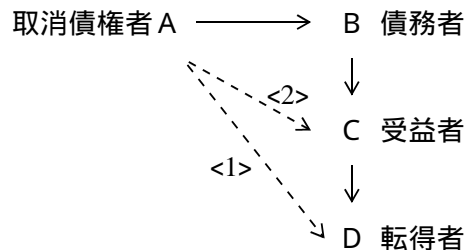
けるチャンスを奪う。ついでに言えば、「早い者勝ちでもなんでもない」。ない知恵をしぼり、すばやく弁済を受けたCと、「債権者平等」を歌い文句に、後からやってきて自分のポケットに金をねじ込むA（『遅い者勝ち！！』）。

【債権者取消権の本質】 被告は誰か？～取消権の性格（取消と取戻）

取消権の本質は債務者の行為を**取消す**ことにより**逸出した財産を取戻す**ことにある（判例・通説）。取消債権者Aは、Cに対して**価格賠償**の請求をするか、Dに対して**逸出財産の返還**を求めることになる。その論理的前提として、BC間の法律行為を取り消す（**相対的効力**）。〔B・C間、C・D間では、それぞれの行為は有効である。Aとの関係でのみ無効となり、原状回復される。〕すると、被告はCまたはDだけでよい。債務者Bを被告としてはならない。\*判例は形成権〔ふつうの取消と同じと考える、121条参照。+債権者代位権の行使〕説と請求権説との折衷説である。

（設例）AはBに対して700万円の金銭債権を持っている。ところがBはほとんど唯一の財産である時価600万円の山林をC（受益者）に400万円で売却した。その後CはD（転得者）に440万円で売却した。いずれも登記は済んでいる。C、Dは悪意である。

〔債権者取消権 図解〕



（1）Dを相手に不動産そのものを取り戻す場合（**現物返還**）

要するに、不動産の登記名義をBに戻すこと。

具体的には、DからBへの移転登記手続を求める。

Cもあわせて被告にして、BからCへの移転登記およびCからDへの移転登記の各抹消を求める（抹消登記手続をせよ）。

取消債権者は債務名義を得て、取戻された不動産に対して、強制執行手続をとることになる。この場合には、他の債権者も（債務名義を得て）配当要求をする機会が生まれる。受益者Cが当初より債権者である場合には、とうぜん配当要求することができる。たとえば、代物弁済が詐害行為とされる場合など。

（2）価格賠償の問題点

AがCを相手に取消権を行使する。具体的には、AはCに対し目的物に代わる利得600万円（**価格賠償**）を求めることになる。（ただしAのBに対する債権が仮に300万円であれば、債権者を害する限度すなわち300万円の限度でしか取消権は行使できない）。

この場合、Aは直接自分への引き渡しを求めることができる（なお、取消の相対的効力のゆえに、債務者は受益者に対し引渡を求めることはできない）。Aはこの600万円をBの一般財産のなかに戻さなければならない（はずである）。しかし実際には、事実上Aは受け取った金銭から満足を得ることができる。（その理論的な説明に、相殺説などがある。）他の債権者に対する按分配当の義務はない。債権者でもある受益者の按分配当額の支払拒絶権もない。

（3）後始末の問題：債務者・受益者・転得者間の調整

1）価格賠償のケースで、Cは400万円をBに支払っているのだから、後200万円賠償したらいいのではないか？

2）現物返還のケースで、Dは400万円の返還と引き換えでなければ移転登記を抹消しないとしないのだろうか（**同時履行の抗弁権**）？

取消の効果は、逸出した財産を回復するのに必要かつ十分な範囲で相対的に生じるにすぎない（相対的効力）。（だから、債務者を被告にする必要はないというのが判例の立場である）。

そうすると、たとえば、BC間の契約の取消という効果が、AとCとの間で（あるいはAとDとの間で）の相対的なものであるということは、取消の効果は債務者Bには及ばないということである。すると論理的には、現物返還の時点、価格賠償の時点では、支払った代金は不当利得だから返せとはいえない。

債務者の責任財産に戻されて、他の債権者への弁済にあてられ、債務が消滅すると、その時点ではじめて不当利得が問題になる。第三者による弁済。したがって同時履行の関係にはならない。論理的にはこう説明するしかない。現実的には受益者・転得者は極めて不利な立場に立たされる（詐害行為をしたのだから仕方がないか）。

（4）さらに相対的効力を詰めて考えると、詐害行為によって逸出した財産が債務者の財産として強制執行の対象となる根拠を説明できない。登記名義が債務者に回復されたとしても、取消債権者と債務者との間では！！、依然として、逸出財産は受益者（転得者）に帰属している。不可解だが、強制執行手続き上、登記名義さえ回復されていれば執行できる。

## 学説は大混戦（ 性質論， 要件論）

### 要件論

旧通説は、債務者（と受益者）の行為によって債務者の財産状態が計算上減少しない場合には詐害行為にはならないとする（鳩山・我妻説）。

しかし判例はそうではない。まず、当該行為の結果他の債権者に対する弁済が事実上害される恐れがあるときは、詐害行為にあたりうる、とする。その上で、その行為の目的・動機の正当性と、その目的を達成する手段としての相当性とを総合的に考慮して詐害行為にあたるかどうかを判断する。当該の行為の目的・動機が正当なものとしては、生計費・子女の教育費を得るため、税金の支払いにあてるため、優先弁済権を有する債権者に弁済するためなどである。手段の相当性の判断としては、たとえば担保の設定に際して、担保の種類、被担保債権額と担保目的物との均衡などである。

最近の学説の多数は、柔軟で常識的な解決であるとして判例を支持する。しかし判例の取る取消権行使の方法・取消権の効果には批判的である。

判例にそのまま従えば、判例理論を知っている最も巧妙な債権者は、他の債権者が弁済を得るのを待って、これを取り消せば、事実上他の債権者に対して優先的な地位を得ることができる。

そうなるくらいなら、道徳的にひどいやり方でない限り、債権回収に勤勉な債権者がより保護されてよさそうである。だから、すくなくとも取消訴訟において按分額の支払いの拒絶を認めるべきであるし、また取消債権者は供託請求権しかないと解する道もあるはずである。

### 性質論

民法 425 条【責任財産の保全】の趣旨を徹底する説 **責任説， 訴権説**

### 判例理論

民法 425 条を空文化する説 優先弁済肯定説（平井説）

取消債権者の権利実現をはかる制度と捉える。

奥田昌道・債権総論・326 頁以下。相対効の説明

「取消権行使の結果、債務者(S)と受益者(D)、受益者と転得者(E)との間の法律関係はどうなるか(債権者をGとする)。

(a) 詐害行為が売買契約であり、Gがこれを取り消して目的物がSの責任財産へと回復された場合。S D間では売買契約はなお有効に存続しており、かつ、一度はSにより履行された所有権移転・目的物引渡・登記の移転につき、現在、不履行状態が現出しているとして、Dは再度Sに対し履行請求ができるか。取消の効果としての原状回復は、債権者と受益者との相対的關係においてのみ発生し、債務者はこれにより何ら直接に権利を取得するものではない(したがって、債務者に対する関係では、その資産状態も直接に増加するものではない)との前掲大判大八・四・一一の理論によれば、S D間では、Sの債務は履行を完了しており、再度の履行は問題とならず、また、S D間では、財産はSに復帰していないのだから、その点での不当利得も存しない。ただ、復帰財産に対する強制執行によりGもしくは他の債権者が弁済を受けたときは、その分だけSはDの損失において(というのはS D間の関係では右財産はDのものである)利益を受けたことになるから、その段階でDはSに対し不当利得返還請求権を取得することになる、と解すべきであろう。ただし、Sは資力に乏しいため、Dの救済は実際には期待できない。以上の理は、DがGに対し価格賠償をした場合についても妥当する。(b) 転得者Eから財産がSの責任財産へと回復され、または、Eから価格賠償金がGに支払われたときも、E S間の関係は(a)の場合と同様であり、復帰財産ないし金銭により債権者が満足を受けた限度でEはSに対する不当利得返還請求権を取得する。D E間では、何ら問題は生じない(たといDが悪意の場合でも、D E間の関係では、S D、D Eの財産移転行為は何らの瑕疵なく完全に履行されたのであり、追奪担保責任は問題となりえない)。

以上の結果からすれば、たまたま被告とされた受益者または転得者が実質上、全損失をかぶることとなり、その犠牲において、取消債権者その他一般債権者の債権の満足がはかられている点に問題を残している(於保・二〇三頁)。ことに、判例のように、相当代価による不動産の売却も詐害行為になるとして取消が認められ、受益者から財産自体が一般財産中へと回復されながら、受益者はその支払った対価につき、債務者との関係では法律上の原因に基づくものである(売買は有効)として返還請求が認められず、他方、復帰財産は債務者には直接帰属していないとして、その段階での不当利得返還請求も認められないということでは、右の**矛盾は一層深刻**といわざるをえない。」

### 価格賠償金の分配義務

最(三小)判昭37年10月9日民集16巻10号2070頁(上告棄却)

(事実の概要) X(原告, 控訴人, 上告人)とY(被上告人)はともに訴外A会社(青森県ジヤム工業株式会社)の債権者である。Xは昭和29年5月21日に訴外Aから自己の債権を確保するため譲渡担保としてりんごボイル2, 457缶を譲り受けた。Yは、この譲渡担保契約は一般債権者を害するものであるとし、この契約中のYの債権額に相当するりんごボイル2, 058缶の部分の取消と、Xの手により他に売り渡してあつた右2, 058缶の取戻に代るものとして売得金86万4, 301円の支払とを求める取消訴訟を提起し、その旨の勝訴判決(確定)を得た。XはYに対し金86万4, 301円を支払った。そこで、Xは、詐害行為の取消は民法四二五条の規定により総債権者の利益のためにその効力を生じたものであるから、YがXから支払いを受けた右金員も総債権者の間で分配されるべきものであり、訴外A会社に対する総債権額に対するXの債権額の割合から計算すると、Xは右金員のうち金79万2, 101円を取得する権利があるとして、その支払を求めた。

一方、Yは、Xより支払を受けた金86万4, 301円(訴外A会社へ返還すべき債務)と、Yの訴外A会社に対して有する債権と相殺したから、もはやXに分配すべき余地はない、と主張した。原審はYの主張を認めた。

(判決理由)「案ずるに、詐害行為の取消は、総債権者の利益のためにその効力を生ずる(民法四二五条)。すなわち、取消権の行使により、受益者又は転得者から取戻された財産又はこれに代る価格賠償は、債務者の一般財産に回復されたものとして、総債権者において平等の割合で弁済を受け得るものとなるのであり、取消債権者がこれにつき優先弁

済を受ける権利を取得するものではない。このことは取消債権者が取消権行使により財産又は価格賠償を自己に引渡すべきことを請求し、よつてその引渡を受けた場合においても変ることではない。しかしながら、債権者が債務者の一般財産から平等の割合で弁済を受け得るとするのは、そのための法律上の手続がとられた場合においてであるというにすぎない。従つて上告人の本訴請求にあるように**取消債権者が自己に価格賠償の引渡を受けた場合、他の債権者は取消債権者の手の中に入った右取戻物の上に当然に総債権者と平等の割合による現実の権利を取得するものではない。**また、**取消債権者は自己に引渡を受けた右取戻物を債務者の一般財産に回復されたものとして取扱うべきであることは当然であるが、それ以上に、自己が分配者となつて他の債権者の請求に応じ平等の割合による分配を為すべき義務を負うものと解することはできない。そのような義務あるものと解することは、分配の時期、手続等を解釈上明確ならしめる規定を全く欠く法のもとでは、否定するのほかない。**以上によれば、上告人の本訴請求は、主張自体失当というべきものであつて、被上告人主張の相殺の適否について判断するまでもなく、上告人の本訴請求は排斥を免れなかつたものである。」

### 按分額の支払拒絶権

最（二小）判昭 46 年 11 月 19 日民集 25 卷 8 号 1321 頁（上告棄却）

（事実の概要）X（原告、被控訴人、被上告人）は、訴外 A 会社の Y（上告人）に対する買掛債務の弁済は詐害行為であると主張して、Y に対し、右弁済の取消と右取消にかかる金員の支払とを求めた。これに対し、Y は、昭和 41 年 12 月 7 日の第一審口頭弁論期日に、A 会社に対して有する債権金 1,039 万円をもつて、X に対し配当要求の意思表示をしたから、右取消にかかる金員は X と Y とがその債権額に応じ按分して取得すべきものとなつたとして、X は右按分額の限度で支払を請求できるにすぎないと主張した。原審は Y の主張を斥け、X の請求を認容した。Y は、配当要求を理由とした按分比例による配当の主張を原審が排斥したのは違法であるとして上告した。

（判決理由）「所論は、そのいわゆる配当要求は、**強制執行法上の配当要求ではなく、受益の意思表示である**というのであるが、実定法上、かかる意思表示の効力を認むべき根拠は存在しない。本来、債権者取消権は、**債務者の一般財産を保全するため、とくに取消債権者において、債務者受益者間の詐害行為を取り消したうえ、債務者の一般財産から逸出したものを、総債権者のために、受益者または転得者から取り戻すことができるものとした制度である。もし、本件のような弁済行為についての詐害行為取消訴訟において、受益者である被告が、自己の債務者に対する債権をもつて、上告人のいわゆる配当要求をなし、取消にかかる弁済額のうち、右債権に対する按分額の支払を拒むことができるときは、いちはやく自己の債権につき弁済を受けた受益者を保護し総債権者の利益を無視するに帰するわけであるから、右制度の趣旨に反することになるものといわなければならない。**

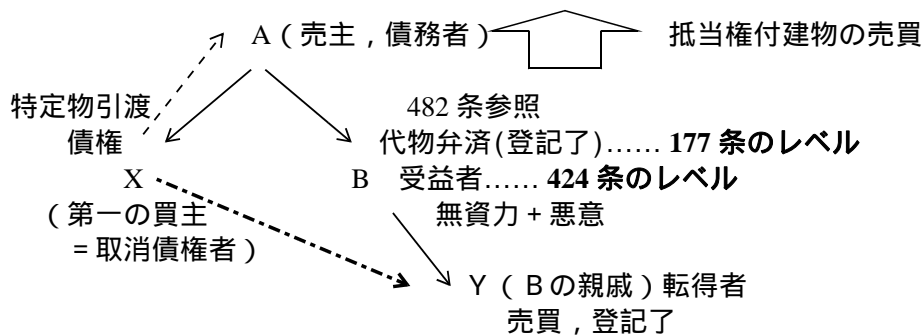
ところで、**取消債権者が受益者または転得者に対し、取消にかかる弁済額を自己に引き渡すべきことを請求することを許すのは、債務者から逸出した財産の取戻しを実効あらしめるためにやむをえないことなのである。**その場合、ひとたび取消債権者に引き渡された金員が、取消債権者のみならず他の債権者の債権の弁済にも充てられるための手続をいかに定めるか等について、**立法上考慮の余地はある**としても、そのことからただちに、上告人のいわゆる配当要求の意思表示に、所論のような効力を認めなければならない理由はないというべきである。」

詐害行為取消請求上告事件・最大判昭和 36 年 7 月 19 日民集 15 卷 7 号 1875 頁（破棄差戻）

（事実の概要）

X（原告、被控訴人、被上告人）は昭和 25 年 9 月 A との間に本件家屋（B の抵当権付）を目的とする売買契約を締結し、同人に対しその引渡請求権を有していたところ、A は、他に見るべき資産もないのに、同 27 年 6 月頃右家屋に債権額 8 万円の抵当権を有する B

に対し、その債権に対する代物弁済として、10万円以上の価格を有する右家屋を提供し、無資力となつた。Bは所有権を取得するとまもなくYに9万円で売却し移転登記を済ませた。本件家屋にはAの転居後、Bの妻の父の弟であるYが居住している。Xは、Yを相手に、A B間の代物弁済契約の取消とAへの所有権移転登記手続を求めた。第一審、棄却、控訴審、認容。



(判決理由)

(1)「民法四二四条の債権者取消権は、**総債権者の共同担保の保全を目的とする制度**であるが、**特定物引渡請求権(以下特定物債権と略称する)**といえどもその目的物を債務者が処分することにより**無資力となつた場合には**、該特定物債権者は右処分行為を詐害行為として取り消すことができるものと解するを相当とする。けだし、かかる債権も、窮極において損害賠償債権に变じうるのであるから、債務者の一般財産により担保されなければならないことは、金銭債権と同様だからである。大審院大正七年一〇月二六日民事連合部判決(民録二四輯二〇三六頁)が、詐害行為の取消権を有する債権者は、金銭の給付を目的とする債権を有するものでなければならないとした見解は、当裁判所の採用しないところである。」

「なお、(上告理由の)論旨は、原判決のような判断が許されるときは、Xは登記を了しないのに、既に登記したYに対し所有権の移転を対抗し得ると同一の結果となり、**民法一七七条の法意**に反すると主張するが、債権者取消権は、総債権者の利益のため債務者の一般財産の保全を目的とするものであつて、しかも**債務者の無資力という法律事実を要件とするものであるから**、所論**一七七条の場合と法律効果を異にする**ことは当然である。所論は採用できない。」

(2)「債務者が目的物をその価格以下の債務の代物弁済として提供し、その結果債権者の共同担保に不足を生ぜしめた場合は、もとより、詐害行為を構成するものというべきであるが、債権者取消権は**債権者の共同担保を保全するため**、債務者の一般財産減少行為を取り消し、これを返還させることを目的とするものであるから、右の**取消は債務者の詐害行為により減少された財産の範囲にとどまるべきもの**と解すべきである。」

「したがつて、前記事実関係によれば本件においてもその取消は、前記**家屋の価格から前記**抵当債権額を控除した残額の部分****に限つて許されるものと解するを相当とする。そして、詐害行為の一部取消の場合において、その目的物が本件の如く**一棟の家屋の代物弁済であつて不可分のもの**と認められる場合にあつては、**債権者は一部取消の限度において、その**価格の賠償**を請求するの外はないもの**といわなければならない。」

「然るに、原審は、本件家屋の価格および取消の範囲等につき十分な審理を遂げることなく、たやすく本件代物弁済契約の全部の取消を認め、Yに対し右家屋の所有権移転登記手続を命じたのは、民法四二四条の解釈を誤つた結果として審理不尽、理由不備の違法(がある)」

\* 裁判官奥野健一、同下飯坂潤夫、同山田作之助の補足意見

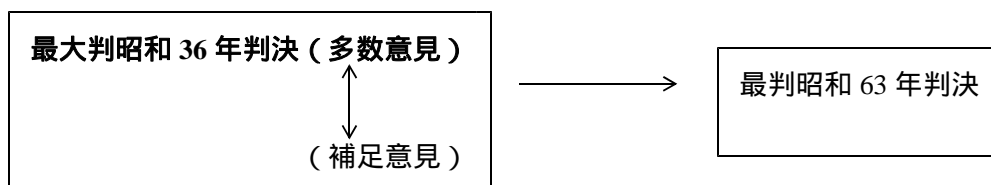
「多数意見は「債務者が目的物をその価格以下の債務の代物弁済として提供し、その結果債権者の共同担保に不足を生ぜしめた場合は、もとより詐害行為を構成するものというべきであるが.....右の取消は債務者の詐害行為により減少された財産の範囲にとどまるべきものと解すべきである。.....その目的物が本件の如く一棟の家屋の代物弁済であつて不

可分のものと認められる場合にあつては債権者は一部取消の限度において、その価格の賠償を請求するの外はないといわなければならない。」と判示する。若し多数意見が、一般に一棟の建物を価格以下の債権の代物弁済として提供した場合は、その債権額を超過する部分が詐害行為となり、その部分のみ的一部取消をなすべく、ただ目的物が一棟の建物というが如き不可分のものである場合には、常にそれに相当する価格の賠償を求めるの外はないという趣旨であるならば疑問なきを得ない。

けだし、債権者取消権の制度は、詐害行為により逸脱した財産を取り戻し債務者の一般財産を原状に回復せしめんとするにあるのであつて、逸脱した財産自体の返還を請求し得る場合には、原則としてこれを請求すべく、特別の事由なき限り、その財産の評価額の返還を請求しえない（先例引用略）のであり、仮令債務者の行為の一部が詐害行為となる場合でも、目的物が分割し得ない場合は、その対価の全部において債権者を害すると一部において害するとを問わず、その行為の全部を取消すべきである（先例引用略）と解するのが相当であるからである。このことは民法四二四条が受益者のみならず、転得者に対しても取消による原状回復の訴求を認めていることから窺えるのみならず、詐害行為取消権の制度と同趣旨の制度である破産法上の否認権行使の場合においても、破産財団の原状回復主義をとり、破産者の受けた反対給付又はこれに代わる利益を相手方に返還せしめ或は相手方の債権を復活せしめる（破産法七七条ないし七九条）ものとし、評価額により差額を精算する制度を採っていないことから、肯定することができるのである。

しかし、本件においては、目的物たる不動産は受益者に対する抵当権附債権に代物弁済され、抵当権の登記は既に抹消されているのであるから、転得者のみを被告とする本訴においては原告の保全債権に優先する右抵当権附債権及び抵当権登記を復活せしめて、債務者の財産を原状に回復せしめることは不可能であり、また、無担保となつた本件不動産をそのまま債務者の一般財産に復帰せしめることは不当に債務者及び債権者を利する結果となり、決して原状回復とはなり得ない関係にある。従つて、本件の如き特別の場合においては逸脱した財産自体の返還に代えてその評価額により詐害行為となつた部分に相当する金額の賠償を認めることは止むを得ないところであつて、この趣旨において多数意見と結論において同様である。」

#### 詐害行為取消しの範囲及び方法



#### 詐害行為取消しの範囲及び方法〔全部取消＝現物返還か一部取消＝価格賠償か〕

\* 抵当権付不動産が譲渡され、その後、弁済によって被担保債権が消滅したケース

1. 一般債権者の共同担保の対象となる範囲〔最判昭和 63 年〕  
 $\text{不動産の価格} - \text{被担保債権額} = \text{残額} \quad \text{価格賠償}$
2. 共同抵当〔最判平 4 年〕  
各不動産の価格に応じて被担保債権額を割り付ける。392 条  
 $\text{各不動産の価格} - \text{「被担保債権の割付額」} = \text{残額}$
3. 各不動産の残額の限度で価格賠償
4. 一部の不動産の現物返還（不動産自体の回復）を認めるべきではない。